

セゾンローズゴールド・アメリカン・ エクスプレス®・カード 特約

第1条(カードの発行)

本特約とセゾンカード規約(以下「セゾンカード規約」という)(第6章セゾンアメリカン・エクスプレス・カード特則含む)を承認しセゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス®・カード(以下「本カード」という)のご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第2条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約(第6章セゾンアメリカン・エクスプレス・カード特則含む)に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第3条(カードの発行)

本カードにつき、家族カードは発行いたしません。

第4条(月会費)

(1)本会員は、当社に対し、当社の定める月会費とその消費税等を支払うものとします。月会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)からの分(会員登録月のどの日に登録したかにかかわらず、初月分についても全額をいただきます)を、会員登録月を含む各月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、月会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

(2)(1)なお書きの場合において、本カードを解約又は会員資格を喪失した日が属する月の月会費を最終の月会費として、(1)本文の規定に従いお支払いいただくものとします。

(3)セゾンカード規約第35条(年会費)の適用はありません。

第5条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第37条(会員資格の喪失等)の規定を、以下の内容に変更します。

第37条(会員資格の喪失等)

第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加します。

(1)⑩月会費のお支払がないとき。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。